

沖縄県立図書館インターンシップの取扱いに関する協定書

「職場体験学習・インターンシップ受入れについて」（以下「受入れ事項」という。）
2 具体的な取り組み(6)内容に規定する「より専門的な実習」を行うため、沖縄県立図書館（以下「甲」という。）と 学生実習生が所属する大学（以下「乙」という。）との間において、以下のとおり協定を締結する。

第1 学生実習生の受入れ

甲は、乙に所属する学生の職業意識の向上及び図書館行政に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する別紙インターンシップ学生実習生名簿（以下「実習生名簿」という。）に記載の学生を学生実習生として受入れるものとする。

第2 実習期間

学生実習生の実習期間は実習生名簿に記載のとおりとする。

第3 実習時間

原則として午前9時～午後4時とする。（但し、同時期に複数の学校がある場合や取組内容によっては時間の調整を図ることができる。）

第4 学生実習生の服務

- 1 学生実習生は、実習時間中は配置された部署の指導者の指示に従うとともに、実習に専念するものとする。
- 2 学生実習生は、甲の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 3 学生実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。
- 4 学生実習生は、前3項の規定を遵守するため、甲に対して別紙2により誓約書を事前に提出するものとする。
- 5 甲は、学生実習生が前4項の規定に反する行為を行ったときは、学生実習生の実習を中止することができる。

第5 実習中の事故責任

- 1 学生実習生は、実習中の事故に備えて傷害保険及び損害賠償保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応するものとする。
- 2 学生実習生が、故意又は過失により「受入れ事項」3留意点(4)、(5)又は(6)の規定に反する行為を行ったときは、学校及び学生実習生は、これにより甲及び被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負うものとする。

第6 報酬等

甲は、学生実習生に対して、報酬、旅費、その他一切の手当を支給しない。

第7 実習の中止

甲は、第4の5項に定めるほか次の各号のいずれかに該当することを認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 学生実習生に実習を継続することが困難となる事情が生じたとき。
- (2) 実習を継続することにより実習受入所属の業務に支障が生じ、またはその恐れがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

第8 その他

この協定書に定めのない事項で、実習の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定書を交換した証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県立図書館長

乙